

やまびこホール指定管理者 候補者選定報告書

令和 3 年 1 月 4 日

やまびこホール指定管理者候補者選定に係る
生駒市プロポーザル審査委員会

1 経緯

本市の生涯学習施設のうち、やまびこホールについて、現在の指定管理者の指定管理期間が令和3年度に終了することから、令和4年度から新たに1年間、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととし、「生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を令和3年8月19日に設置した。

指定管理者候補者の選定に際しては、当該施設が「生駒市公共施設マネジメント推進計画」において「廃止予定」とされていることを踏まえ、指定管理期間を現行と同様の1年間とし、平成18年度から現在まで適正な管理運営を実施していると認められる現行の指定管理者であるやまびこホール管理組合を指名して行った。

令和3年9月27日から同年10月1日までの受付期間を設け、申請者から提出された申請書類について、審査委員会で指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

2 指定管理者候補者に選定した者

（名称） やまびこホール管理組合
（所在地） 生駒市藤尾町300番地
（代表者） 組合長 中田 好昭

3 申請の状況

（1）申請者 1団体（生駒市内1団体）

（2）提案内容等の概要

- ・施設の開設当時から西五ヶ町（西畠町、藤尾町、小倉寺町、大門町、鬼取町）の地域住民に密着した施設であり、地域の事情に精通した自治会員自身が、地域住民と顔の見える関係を活かしてサービス提供を担うことで、市民ニーズの向上に努める。
- ・西五ヶ町の自治会で構成する本管理組合において、役員は各自治会長が輪番により就任、管理業務は各自治会の会員があらかじめ定めた役割分担に基づき業務を分担して行う。
- ・西五ヶ町自主防災会を通じて防災訓練を行うなど、地域住民と連携して防災・危機管理の意識の向上を図る。
- ・定期的な巡回、施錠確認の徹底等安全確保を図る。
- ・自治会等を通じて地域住民に施設をPRするとともに、西五ヶ町に関わる活動など積極的な施設の活用を促す。
- ・清掃、草刈、葉刈、グラウンドの整備などの業務についても、今後も引き続き地元自治会員の協力を得て実施することで経費節減を図る。

4 選定方法等

「やまびこホール指定管理者選定要項」に定める選定基準に基づき、審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行う。

（1）選定の手順

① 申請書類等の確認 事務局

選定要項に示した申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされない時は失格とする。
申請書類に基づき、申請者に対してヒアリングを行う。

② 申請資格等の確認

ア 申請資格

申請時点において、募集要項に示した申請資格を有しない者は失格とする。

(申請資格)

法人その他の団体で、次の要件を満たすもの（個人は不可）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てが行われているものないこと。
- ③ 次に該当する法人等でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体
 - オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体。
- ④ 生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。

イ 指定管理料の超過

選定要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

(2) 審査 **審査委員会**

申請書類及びヒアリング内容に基づき、書面（提出書類）による審査（評価）を行う。

① 評価項目及び配点

選定要項に示した以下の「選定基準」によるものとする。

| 評価項目 | | 配点 〔100点〕 |
|------------|---|--------------|
| (1) 管理運営方針 | ・施設の設置目的や特性等を踏まえた施設運営のもと、平等な利用が確保されていること。 | 20 |
| (2) 管理運営方法 | ・施設の管理運営に必要な人員体制が確保され、安全管理や危機管理への対応能力を有するものであること。 ・地域交流の拠点施設として、利用率や利用者サービスの向上に対応できるものであること。 | 50 |
| (3) 収支計画 | ・過大や不足がなく実施可能な収支計画で、経費節減が図られていること。 | 30 |

② 各委員による評価

審査委員会の各委員は、「選定基準」に掲げる評価項目ごとに、審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

(3) 指定管理者候補者の選定

一定の水準以上か否かを判定し、指定管理者候補者として選定する。

(4) 審査委員会の会議の公開等

① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて原則として非公開とする。

② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点(評価項目ごとの得点及び合計得点)、選定理由及び審査の経緯(会議での主な意見、講評等)は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

5 選定までの経緯

(1) 選定要項等の配布 令和3年9月1日(水)

(2) 申請締切日 令和3年10月1日(金)

(3) 審査委員会の開催

(第1回) 令和3年8月19日(水)

- ・生駒市プロポーザル審査委員会条例に基づき、委員の互選により委員長を選出した。
- ・やまびこホール指定管理者選定要項及び仕様書、審査評価基準等について審議した。
- ・選定に際して、現行指定管理者である「やまびこホール管理組合」を指名して行うこととした。
- ・選定における「一定の水準」について、申請者の得点が満点の60%以上であることとした。

(第2回) 令和3年10月26日(火)

- ・申請者からのヒアリング内容を事務局から報告し、それに対する質疑を行った。
- ・申請書類及び上記ヒアリング内容について、審査評価基準に基づき審査を実施した。

6 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

申請者について、誓約書により選定要項に定める申請資格を有していること、申請書類の不備や指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 審査の結果

審査委員会による審査結果は、次表のとおりである。

申請者の指定管理者としての適格性を判断した結果、やまびこホール管理組合を指定管理者候補者として選定することとした。

(3) 選定理由

- ・現指定期間を含め、これまでの指定管理の実績を有し、利用者のニーズに応じた安定した施設管理運営を行っていること。
- ・地元自治会で組織する団体であり、地域の実情に精通し、主な利用者である地域住民

と顔の見える関係を築いている自治会員自身がサービス提供を行うことで、引き続き利用者のニーズに沿ったきめ細やかなサービスが期待できること。

- 施設敷地も含めた管理業務を地元自治会員の協力を得て行うことで、管理経費の縮減が図られていること。

以上の点から、本施設の安定的な管理運営を見込める点を評価し、やまびこホール管理組合を指定管理者候補者に選定したものである。

| やまびこホール 審査結果 | | | |
|--|------------|--------------------|-----------------|
| 審査基準 | | | 得点 |
| 評価項目 | 配点 (1名) | 配点 (委員4名 合計) | やまびこホール 管理組合 |
| 1 管理運営方針 | 20 | 80 | 62.5 |
| 施設の目的や立地特性をふまえた基本方針 | 10 | 40 | 32.5 |
| 市民の平等な利用の確保について | 10 | 40 | 30 |
| 2 管理運営方法 | 50 | 200 | 132.5 |
| (1) 人員配置・業務分担及び人員の確保等組織体制について | 15 | 60 | 41.25 |
| (2) 安全管理、危機管理及び衛生対策について | 15 | 60 | 41.25 |
| (3) 利用率や利用者サービスの向上、利用者の要望や意見への対応方法について | 20 | 80 | 50 |
| 3 収支計画 | 30 | 120 | 75 |
| 収支計画および経費節減の方策 | 30 | 120 | 75 |
| 合計 | 100 | 400 | 270 |